

西尾市さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）利用取扱要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、公益財団法人どうぶつ基金（以下「基金」という。）が実施している、野良猫に無料で不妊手術を受けさせることができる「さくらねこTNRチケット（行政枠）」（以下「チケット」という。）の発行を受けた市が、市内でTNR活動又は地域猫活動に取り組むボランティア団体にチケットを交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 飼い猫 飼い主（猫を所有し、又は占有する者をいう。以下同じ。）が継続的に給餌等の世話をしている猫をいう。
- (2) 野良猫 飼い主のいない猫をいう。
- (3) 不妊手術 獣医師が行う雄猫の去勢手術及び雌猫の避妊手術をいう。
- (4) さくらねこ 不妊手術を受けた目印として、当該不妊手術を行った獣医師により耳先を桜の花びらの形（V字）に切られた猫をいう。
- (5) TNR活動 捕獲した猫に対して不妊手術を受けさせ、当該猫をさくらねこにした上で、元の場所に戻す活動をいう。
- (6) 地域猫活動 ボランティア団体等が、地域住民の理解を得た上で、地域に住み着いた野良猫に対して、不妊手術を受けさせ、繁殖を防止し、適正な給餌、トイレの設置等を行い、その猫が命を全うするまで、その地域において適切に管理していく活動をいう。
- (7) 活動団体 市内でTNR活動又は地域猫活動を行う団体として、市に登録されている団体をいう。

（交付対象団体）

第3条 チケットの交付対象団体は、活動団体とする。

（登録）

第4条 活動団体としての登録を受けようとする団体は、活動団体登録申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 会員の住所・氏名・生年月日・連絡先を記載した活動団体の会員名簿
- (2) 活動団体の規約又は会則

2 市長は、前項の規定による申請を受けた場合は、当該申請をした団体が次の各号のいずれの要件にも該当する場合に限り、当該団体を活動団体として登録

するものとする。この場合において、市長は、登録の可否について、活動団体登録承認・不承認通知書（様式第2号）により当該申請をした団体に対して通知するものとする。

- (1) 会員が3人以上であり、そのうちの1名以上が市内に住所を有する18歳以上の者であること。
- (2) 団体の所在地が市内であること。
- (3) 市内で地域住民の理解を得てTNR活動又は地域猫活動を継続して行っていること。ただし、政治、宗教又は営利を目的として行われている場合を除く。
- (4) 会員が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (5) 会員が暴力団員又は暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律同条第2号に規定する暴力団をいう。）と密接な関係を有しないこと。

（登録事項の変更）

第5条 活動団体は、次に掲げる事項に変更があったときは、活動団体登録事項変更届（様式第3号）により市長に届け出なければならない。この場合において、会員（役員を含む。）に関する事項を変更するときは、活動団体の会員名簿を添付しなければならない。

- (1) 団体に関する事項
- (2) 団体の代表者に関する事項
- (3) 会員（役員を含む。）

（登録の廃止）

第6条 活動団体は、活動団体としての登録の廃止を希望する場合は、活動団体登録廃止届（様式第4号）により市長に届け出なければならない。

（登録の取消し）

第7条 市長は、活動団体が次の各号のいずれかに該当したときは、活動団体としての登録を取消し、活動団体登録取消通知書（様式第5号）により、当該団体にその旨を通知するものとする。

- (1) 活動団体の活動がこの要綱の規定又は基金の定めに違反したとき。
- (2) 活動団体の登録事項の内容が実態と著しく異なっているとき。
- (3) その他市長が不相当と認めるとき。

（交付申請）

第8条 チケットの交付を希望する活動団体は、チケットを使用しようとする月

の前々月の末日（当該日が市役所の閉庁日に当たる場合は、その前日）までに
さくらねこTNRチケット申請書（様式第6号）及び活動承諾書（様式第7号）
を市長に提出するものとする。

（交付決定）

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、申請の内容を審査し、
チケットの交付が適当であると認めたときは、基金からチケットを受領した後、
速やかにチケットの交付の決定（以下「交付決定」という。）をし、さくらね
こTNRチケット交付決定通知書（様式第8号）にチケットを添えて当該申請
をした活動団体に通知するものとする。ただし、基金から受領したチケットの
枚数が申請のあった枚数に満たなかった場合は、その枚数の範囲内で交付決定
をするものとする。

（チケットの使用）

第10条 チケットは前条の規定による交付の決定を受けた活動団体が責任をも
って使用しなければならない。

2 チケットを使用して不妊手術を受けさせることができる猫は、市内でTNR
活動又は地域猫活動により捕獲された猫のうち、次の各号のいずれにも該当し
ないものとする。

- (1) 飼い猫
- (2) 里子に出す前提の野良猫
- (3) 飼い猫にする予定の野良猫
- (4) その他市長が適当ではないと認める猫

3 活動団体は、チケットを使用して猫に不妊手術を受けさせた場合は、手術済
みと確認できるように当該猫をさくらねこにしなければならない。

（交付決定の取消し及びチケットの返還）

第11条 交付決定を受けた活動団体が次の各号のいずれかに該当する場合は、
交付決定の全部又は一部を取り消し、及び既に交付したチケットの全部又は一
部の返還を求めるものとする。この場合において、当該活動団体に対してさく
らねこTNRチケット交付取消通知書（様式第9号）により通知するものとし
る。

- (1) チケットの使用がこの要綱の規定又は基金のルールに違反したとき。
- (2) チケットの使用 방법이不適当と認められるとき。
- (3) その他市長が必要と認めたとき。

（活動報告）

第12条 チケットの交付を受けた団体は、チケット有効期限の翌日（当該日が

市役所閉庁日に当たる場合は、その翌日)までに、使用しなかったチケットを添えて、さくらねこTNRチケット利用報告書(様式第10号)を提出するものとする。

(免責)

第13条 市長は、チケットの使用に関連して生じた事故について、一切の責任を負わないものとする。

(損害賠償)

第14条 活動団体が、チケットの使用により第三者に与えた損害に関しては、当該活動団体がその賠償の責めを負うものとする。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。